

# 奨学金・就学援助制度をご利用を 山田町育英会は完全給付に

町では、経済的理由などで就学が困難な児童や生徒たちが、安心して学べる環境を支援するため、奨学金制度や就学援助制度を設置しています。また、山田町育英会の奨学金は平成29年度から給付型となります。利用を希望する方はご相談ください。

◆**問い合わせ** 町学校教育課総務係 ☎82-3111 内線313 へどうぞ。

## 奨学金制度

「伊藤育英会」と「山田町育英会」では、高校生、短大生、専門学校生、大学生を対象に、平成29年度の奨学金を募集します。なお、制度改正により「山田町育英会」の奨学金は貸与型から返還が不要な給付型に変更となります。

◆**応募資格** 町内在住で、家計が学業の継続に困難な状況にあるが、奨学金の貸与・給付で継続が可能な人

※山田高校に進学する人は町外在住でも応募資格を有します。

### ◆内容

◎伊藤育英会（貸与）

▽採用人員 1人（4年制大学に進学予定の人）

▽奨学金 月額5万円

▽返還方法 卒業後20年間で▼

月払い▼半年払い▼年払い

——のいずれかの方法で返還

（無利子）

▽返還免除 貸与金額の2分の1相当額を遅滞なく返還した場合、残余の返還を免除

◎山田町育英会（給付）

▽採用人員 ▼高校生：3人▼

短大生・専門学校生：2人▼

大学生：5人

▽奨学金（月額） ▼高校生（田

代基金）：2万円▼短大生・

専門学校生・大学生：各5万

円

※成績や素行の不良、退学などの場合は返還を求めることがあります。

## 就学援助制度

◆**申し込み方法** 町学校教育課に備え付けの願書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて提出してください。

◆**申込期間** 2月1日～3月17日

この制度は、経済的理由や東日本大震災で被災した事により就学費用の負担が困難であると認められる小・中学生の保護者に対し、学用品や通学用品、修学旅行などの費用の一部を町が援助するものです。援助を希望する方は、町学校教育課にご相談ください。

▽対象者

・町民税が非課税または減免されている人

・児童扶養手当が支給されている人

・東日本大震災で被災し、生活に困窮していると町教育委員会が認めた人

・その他、経済的に困りの方で町教育委員会が援助を必要と認めた人

※同制度の申請書の提出先は各小・中学校になります。

## 学区外通学や区域外就学を希望する場合は申請が必要

家庭の事情などにより、教育委員会から指定された学校以外の町内の学校へ児童、生徒を通学させたい場合（学区外通学）には、申請が必要です。また、山田町に住所を置いたまま山田町外の学校へ通学させたい場合（区域外就学）も同様です。下記のいずれかの許可事由に該当し、学区外通学や区域外就学を希望する方は申請してください。

なお、学区外通学および区域外就学とも、通学方法については、保護者が責任を持つ場合に限り認められます。

申請方法やご相談など詳しくはお問い合わせください。

◆**申請先・問い合わせ** 町学校教育課総務係（☎82-3111 内線313）へどうぞ。

	学区外通学	区域外就学
許可事由	①学年途中で通学区域外に転居したとき ②入学後に転居の予定があり、異動するまでの間、現住所から転居予定先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき ③保護者の共働きなどで下校後児童生徒を監護する者が家庭にいないため、祖父母宅など預り先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき ④短期間の転居で、また元の通学区域に戻ることが予想されるとき ⑤就学指定校に特別支援学級がないため、特別支援学級が設置されている学校の特別支援学級に通学するとき ⑥そのほか児童生徒に対する教育的配慮が必要と認められるときや、家庭の事情などによりやむを得ないと認められるとき（いじめ、不適応、児童虐待など）	①学年途中で町外に転出したとき ②町内の特別支援学級に入級している児童生徒が町外に転出したが、転出先市町村の学校に特別支援学級が無いため、引き続き町内の特別支援学級に入級を希望するとき ③国立もしくは私立の小中学校または中学校に入学する場合 ④そのほか児童生徒に対する教育的配慮が必要と認められるときや、家庭の事情などによりやむを得ないと認められるとき（いじめ、不適応、児童虐待など）